

「鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価準備書」に対する技術審査会答申(案)の形成

答 申 案	技術審査会からの指摘・質問事項	備 考
<p>【 1 全般的事項】</p> <p>(1) 地熱は持続性や安定性で優れた再生可能エネルギーであるものの、対象事業実施区域は栗駒国定公園（第一種特別地域）内に存在し、希少な動植物も生息する地域である。また、当該区域を含めた周辺地域には温泉等の観光資源が多いことから、事業の実施に当たっては、準備書に記載された環境保全措置の確実な実施に加えて、環境影響のより一層の回避・低減に努めること。</p>	<p>(審査会の意見として述べる、環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。)</p>	<p>【山本会長】</p>
<p>(2) 環境保全措置に係る環境監視を適切に実施するとともに、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講じること。また、これらの結果等の公表に努めること。</p>	<p>② クマタカの生息状況や希少な植物の移植後の状況など、環境保全措置による効果が不確実である項目や環境保全措置の内容をより詳細なものとする項目については、事後調査を適切に実施すること。</p>	<p>【平野委員】 【由井委員】</p>
<p>(3) 対象事業実施区域周辺の地域住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。</p>	<p>(審査会の意見として述べる、環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。)</p>	<p>【山本会長】</p>
<p>【 2 個別事項】</p> <p>(1) 騒音・振動</p> <p>イ 対象事業実施区域周辺は、山間地域に位置し、住民が窓を開けて生活する環境と考えられるため、都市部の幹線道路を想定して定められている幹線交通を担う道路に近接する空間における基準値を当てはめることは、過小な評価と考えられる。このことから、評価手法について再度検討した上で、評価書を作成すること。</p>	<p>③ 本事業実施区域周辺において、幹線交通を担う道路に近接する空間における基準値を当てはめることは実態に合わないため、基準値について再度検討した上で、必要に応じて評価のやり直しを行うこと。</p>	<p>【永幡委員】</p>
<p>ロ 工事の実施に伴う騒音の予測結果について、環境基準は満たしているものの、現況値との差が大きく近隣住居への影響が大きいと考えられることから、適切な環境保全措置を実施し、環境影響のより一層の低減に努めること。</p>	<p>④ 工事の実施に伴う騒音の予測結果について、影響が小さいと評価することが適切か再度検討の上、必要に応じて評価のやり直しを行うこと。</p>	<p>【永幡委員】</p>

<p>(2) 植物</p> <p>対象事業実施区域は栗駒国定公園内であることから、発電所敷地内の既造成地については、積極的な緑化を実施すること。</p> <p>なお、緑化に際しては、外部からの植物種苗の導入のない手法を用いて施工し、現地に自生しない植物種の移入や、自生する植物種における他地域からの個体の移入による遺伝的攪乱を防ぐ対策を実施すること。</p>	<p>⑤ 本事業実施区域は栗駒国定公園内であることから、発電所敷地内の既造成地は積極的に緑化するよう取り組んでいただきたい。</p> <p>⑥ 緑化に際しては、外部からの植物種苗の導入を伴わない手法を用いて施工し、現地に自生しない植物種の移入や、自生する植物種における他地域からの個体の移入による遺伝的攪乱を防ぐ対策をとること。</p>	<p>【平野委員】</p> <p>【野口委員】</p>
<p>(3) 景観</p> <p>イ 対象事業実施区域周辺の景観資源について、事業による影響の有無を確認するため、定期的な写真撮影等の経過観察を検討すること。</p>	<p>⑦ 事業実施区域周辺の景観資源について、事業による影響の有無を確認するため、定期的な写真撮影等の経過観察を行っていただきたい。</p>	<p>【山本(和)委員】</p>
<p>ロ 発電所本館及び冷却塔の色彩については、できる限り彩度を落とした色や無彩色などの目立たない色の採用を実施すること。</p>	<p>⑧ 発電所本館及び冷却塔の色彩については、できる限り彩度を落とした色や無彩色などの目立たない色の採用を検討していただきたい。</p>	<p>【平野委員】</p>
<p>(4) 温室効果ガス</p> <p>事業の実施に伴い排出する二酸化炭素について、建設、稼働、補充井、撤去などの項目別に算出根拠とともに内訳を明確にすること。</p>	<p>⑨ 事業の実施に伴い排出する二酸化炭素について、撤去、建設、稼働、補充井、廃止などの項目別に算出根拠とともに内訳を示すこと。</p>	<p>【山本会長】</p>

その他

事業者で対応済みであることから、答申(案)には含めない。

① 本事業実施区域内で地熱発電所を長期間稼働させる中で蓄積したデータを踏まえて、環境影響評価項目の予測及び評価結果の記載を再度検討の上、評価書を作成すること。

⑩ 騒音の単位について、JISに基づき適切な表記に修正すること。